

こうえきざいだんほうじん
公益財団法人

とうきょう ざいだん しょうがいしゃしゅうぎょうし えんじぎょう
東京しごと財団 障害者就業支援事業パンフレット

1 しょうがいしゃ かた ちいき しゅうろうしえんきかん みなさま
障害者の方 地域の就労支援機関の皆様へ

しょうがいしゃ かた はたら きょうりょく
障害者の方の「働きたい」を強力バックアップ！

2 きぎょう みなさま
企業の皆様へ

おんしゃ しょうがいしゃこよう きょうりょく
御社の障害者雇用を強力バックアップ！

⑥ 障害者委託訓練

障害者委託訓練とは、当財団がハローワークと連携して実施する障害のある方のための多様な職業訓練です。障害のある方が仕事をする上で役立つ知識や技能を短期間で身に付けることを目的に、企業、民間教育機関、社会福祉法人、NPO法人等、様々な機関に訓練を委託して実施しています。

- ・ 募集コース一覧は、「公益財団法人 東京しごと財団 障害者就業支援事業」ホームページに掲載（毎月更新）していますのでご覧ください。ハローワークの「障害者職業相談の窓口」でもご覧いただけます。
- ・ 受講料は無料ですが、訓練手当、昼食代、交通費等の支給はありません。

■ **求職者の方向けのコース** お申込みは、居住地管轄のハローワーク「障害者職業相談の窓口」です。

知識・技能習得訓練コース 原則3ヶ月以内（1ヶ月あたり標準100時間）

就職に必要な知識・技能の習得を図るコースです。

【訓練科目例】 パソコン技能／オフィス作業／封入作業／軽食喫茶業務／清掃業務

障害者向け日本版デュアルシステム 原則①から③を含め6ヶ月以内（1ヶ月あたり標準100時間）

就職に必要な知識・技能の習得に加え、職場実習を一体的に行い、実践的な職業能力の習得を図ります。

①集合訓練 ②職業能力講座 ③職場実習（企業現場等を活用）

【訓練科目例】 オフィスパソコン実践／事務作業に必要なパソコン操作と職場実習

実践能力習得訓練コース 原則3ヶ月以内（1ヶ月あたり標準100時間）

雇用を検討している企業等において、実際の職場環境を活用した実践的な職業能力の習得を図ります。【訓練科目例】 事務補助／清掃作業／飲食店補助業務

e-ラーニングコース 原則3ヶ月から6ヶ月（1ヶ月あたり標準100時間）

都内在住で、通所が困難な重度身体障害者等の方を対象に、在宅でインターネットを通じてIT技能の習得を図ります。（通信費、補助教材費は自己負担となります。）【訓練科目例】 IT技能／Web制作基礎

■ **在職者の方向けのコース** お申込みは、当財団 委託訓練推進班です。

在職者訓練コース 原則3ヶ月以内（全体で12時間以上160時間以内）

企業等で働いている障害者の方（都内在住または都内在勤）を対象に、雇用の継続と職域拡大を目的として必要な技能のスキルアップを図ります。【訓練科目例】 パソコン技能

【問い合わせ】（公財）東京しごと財団 障害者就業支援課 委託訓練推進班 03-5211-2683

⑦ 企業合同説明会（年2回）

地域の就労支援機関職員とともに、障害者雇用を検討している企業の説明会にご参加下さい。企業の人事担当者が会社の事業内容等を説明します。

⑧ 東京ジョブコーチ支援事業

企業等で働くことが決まったが、「仕事についていけるか」、「上司や同僚と上手にやっていけるだろうか」、その他職場に定着するために解決したい課題があれば、東京ジョブコーチの派遣をご依頼下さい。ご依頼は、障害当事者、雇用企業、地域の就労支援機関などの方が可能です。

【問い合わせ】東京ジョブコーチ支援室 03-5386-7057



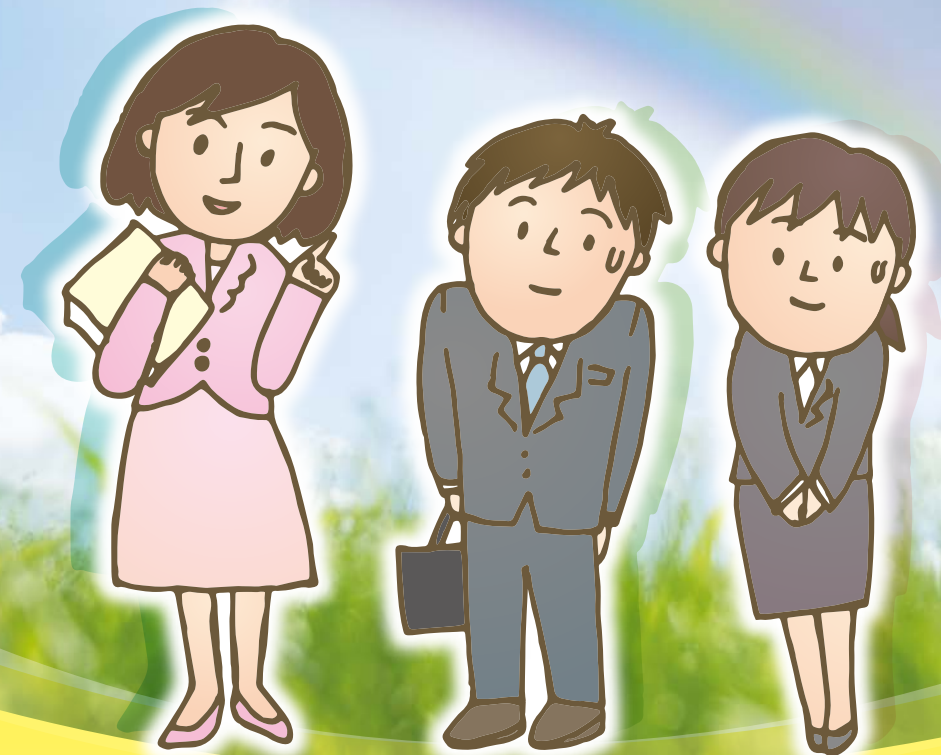
これらの事業について、より詳しく知りたい方は、「公益財団法人 東京しごと財団 障害者就業支援事業」ホームページをご覧ください。

<http://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/>

ホームページの案内 各事業の詳細の説明や、パンフレット等を掲載しています。東京の障害者就労支援機関のリンクページ等もご紹介します。トップページでは、事業別の索引と閲覧者別の索引が利用できます。

事業別のコンテンツ索引 総合コーディネート事業 / 東京ジョブコーチ支援事業 / 障害者委託訓練事業
閲覧者別のコンテンツ索引 障害者・保護者の方へ / 就労支援機関等の方へ / 事業主の皆様へ

障害者の方の 「働きたい」を 強力バックアップ!



東京しごと財団は、東京都や地域の就労支援機関等と連携しながら、企業などでの就労を目指す都内の障害者の方を支援する様々な事業を行っています。

（公財）東京しごと財団 障害者就業支援課 企画普及係

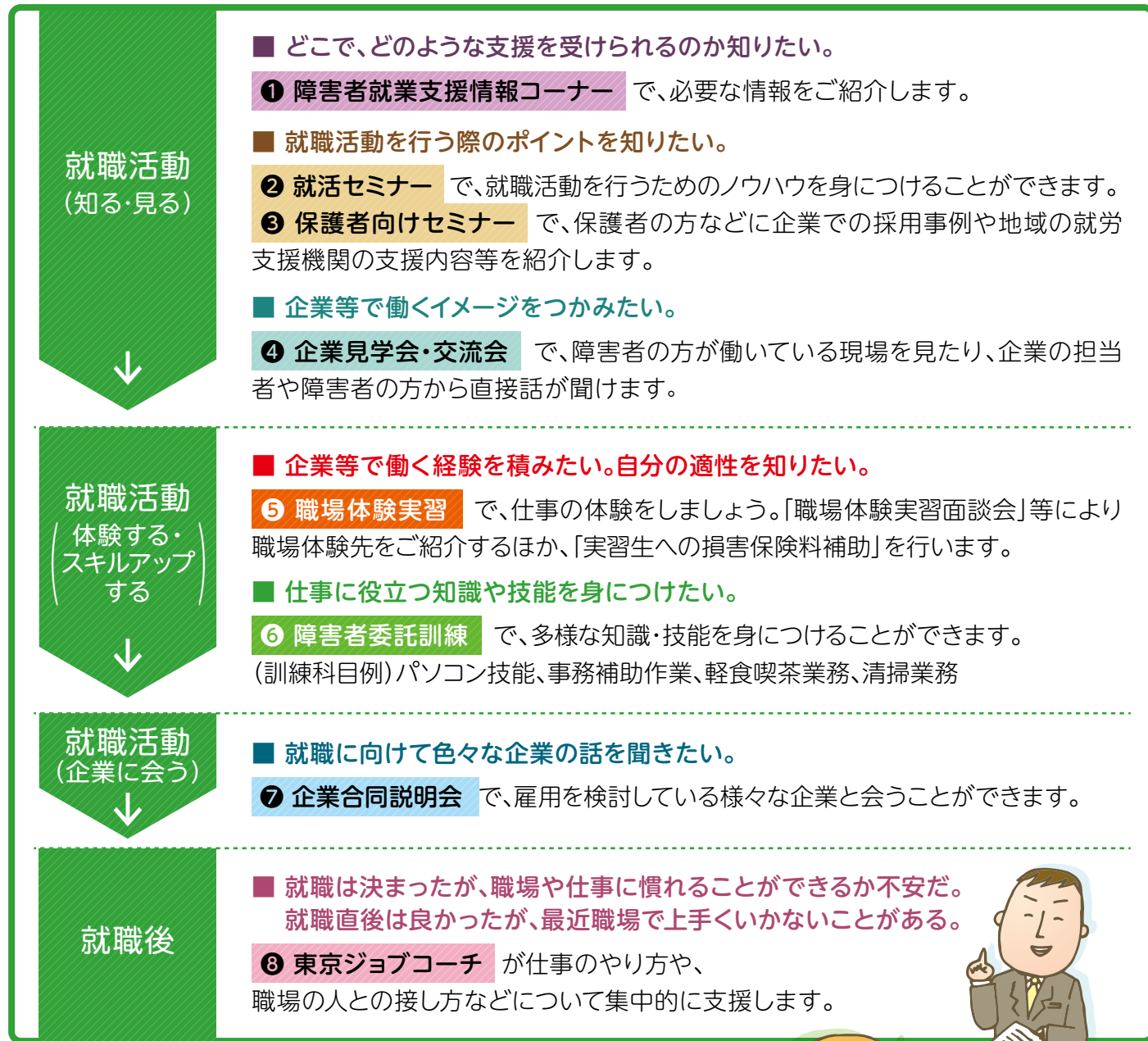
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター8階

電話 03-5211-2681 FAX 03-5211-5463 URL <http://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/>

▷ 就労までの道のり ◁

企業などに就職するためには、仕事への意欲、協調性、障害の自己理解などがポイントになります。特に、障害の自己理解については、就職活動中の様々な体験を通じて、「自分ができること」、「できないこと」、「サポートを受ければできること」などを知っておくことが重要です。

東京しごと財団では、東京都や地域の就労支援機関等と連携しながら、以下の流れで就職をサポートしています。



※ご利用にあたって

上記の事業のうち、①は予約なしでどなたでもご利用いただけます。②～⑧の事業は、申込要件や所定の手続きがあります。詳しくは「公益財団法人 東京しごと財団 障害者就業支援事業」ホームページ <http://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/> をご覧ください。

また、お問い合わせは次ページ以降に掲載している事業ごとのお問い合わせ先や、1ページ目に記載している連絡先にお問い合わせ下さい。



▷ 事業の案内 ◁

① 障害者就業支援情報コーナー (東京しごとセンター5階)

障害者の方には、当財団で実施している様々なサービスや、身近な地域で就労を支援してくれる機関の情報などをご紹介します。また、障害当事者の方だけでなく、保護者など関係者の方にもご利用いただいています。お気軽にお問い合わせ下さい。(職業紹介は行っていません)

利用時間は月～金の9時～17時です。土・日・祝日・年末年始はお休みです。

電話:03-5211-5462 FAX:03-5211-2405

② 就活セミナー (年5回)

就職活動に役立つビジネスマナーや、自己理解・企業理解などをテーマにした4日間のセミナーです。障害者の方と地域の就労支援機関職員がペアになって参加していただき、就職活動に不慣れな方、社会経験の短い方にも分かりやすく、就職活動のポイントをお伝えして、練習を行います。

【知的障害者対象】年2回 【精神障害者対象】年2回 【発達障害者対象】年1回

③ 保護者向けセミナー (年2回)

保護者の方や地域の就労支援機関職員等を対象にしたセミナーです。障害者を雇用している企業の担当者や地域の就労支援機関職員等を講師に、企業での採用事例や地域の就労支援機関の支援内容等を紹介しします。

④ 企業見学会・交流会 (年2回)

地域の就労支援機関職員や保護者の方等とともに、企業を訪問しします。障害者の方が働いている現場を見たり、企業の担当者や障害者の方から直接話を聞くことで、企業等で働くことのイメージをつかむことができます。

⑤ 職場体験実習

企業等で働いた経験がない(少ない)、自分の適性が分からないなど、企業等で働くことに不安がある場合に、いきなり「就職」ではなく、仕事を「体験」できます。この職場体験実習により、企業等の現場を知ることができ、また、実習中の体験を通じて、自分の新たな課題を発見することもできます。

職場体験実習を推進するため、東京しごと財団では以下の事業を行っています。

実習先企業の紹介について

■ 職場体験実習面談会 (年6回)

地域の就労支援機関職員とともに参加していただき、一度に複数の企業と面談することができます。

■ 実習先企業の紹介 (随時)

地域の就労支援機関に対して、随時実習先を紹介しています。

なお、紹介する実習先は、「公益財団法人 東京しごと財団 障害者就業支援事業」ホームページの「職場体験実習受入れ企業一覧」で公開しています。実習の可否については、当財団が企業に問い合わせを行います。

実習生への損害保険料補助

実習生の安全等を確保し、企業が実習を安心して受け入れられるよう、実習生の損害保険料を負担しています。地域の就労支援機関経由でお申込みいただけます。

⑥ 企業合同説明会 (年2回)

求職活動中の障害者へ御社の案内をする説明会です。応募者には地域の就労支援機関が同行します。

【対象】 求職活動中の障害者を探している都内企業

⑦ 障害者委託訓練

障害者委託訓練の一つである、「実践能力習得訓練コース」は、雇用を検討している企業が、実際の職場を活用して行う訓練です。訓練中の指導を通じて、業務手順や職場のルールを十分に伝えることができ、訓練生の業務遂行力や、必要な配慮点等について具体的に知ることができます。その上で、採用を検討できることが大きなメリットです。訓練終了後は財団より委託料を企業にお支払いいたします。

【対象】 雇用を検討している都内企業。なお、委託訓練を受託するためには所定の手続きが必要です。

詳しくは「公益財団法人 東京しごと財団 障害者就業支援事業」ホームページをご覧ください。

⑧ 東京ジョブコーチ支援事業

雇用した障害者をスムーズに受け入れられるよう環境を整えて、職場定着を支援する専門家「東京ジョブコーチ」を企業に無料で派遣します。東京ジョブコーチは、業務指導やコミュニケーション支援、職場の啓発等を行います。

【問い合わせ】 東京ジョブコーチ支援室 03-5386-7057

⑨ 精神障害者雇用サポート事業

(1) 雇用前の環境整備を支援

- 精神障害者を雇用するために必要な準備を進め、円滑に採用活動を行うための支援を行います。
- 支援の内容は、仕事の切り出し、雇用管理の制度設計(勤務日数・時間や休暇など)、職場内の理解促進、採用活動に関する支援など。

(2) 企業の雇用管理を長期的にサポート

- 採用者の障害程度や特性等に応じて環境を調整するとともに、採用後3年間にわたって雇用継続に向けた企業支援を行います。
- 支援の内容は、仕事の教え方や指示の出し方に対するアドバイス、雇用管理制度や雇用環境の調整、症状悪化等の際の対応に関する支援など。

これらの事業について、より詳しくお知りになりたい方は、
「公益財団法人 東京しごと財団 障害者就業支援事業」ホームページをご覧ください。

<http://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/>

■ ホームページの案内

- ・ 各事業の詳細の説明や、パンフレット等を掲載。さらに参加者募集のお知らせや東京の就労支援機関のリンクページ等がございます。
- ・ トップページでは、事業別の索引と閲覧者別の索引が利用できます。

■ 事業別のコンテンツ索引

〈総合コーディネーター事業〉〈東京ジョブコーチ支援事業〉
〈障害者委託訓練事業〉

■ 閲覧者別のコンテンツ索引

〈障害者・保護者の方へ〉〈就労支援機関等の方へ〉〈事業主の皆様へ〉

御社の障害者雇用を 強力バックアップ!



障害があっても働いて自立した生活を望む障害者の方が増えています。企業においても平成25年4月の法定雇用率の改正や、企業の社会的責任(CSR)等により積極的な障害者雇用の取り組みが多くなっています。しかし、実際の雇用にあたっては、経験やノウハウの不足による不安の声が多いのも事実です。

東京しごと財団は、東京都や地域の就労支援機関等と連携して、障害者雇用を支援する様々な事業を展開しています。ぜひご活用下さい。

(公財)東京しごと財団 障害者就業支援課 企画普及係

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター8階

電話 03-5211-2681 FAX 03-5211-5463 URL <http://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/>

▷ 障害者雇用までの道のり ◁

これまで障害者を雇用した経験が少ない企業では、「そもそも、障害者にはどんな仕事ができるのだろうか?」「障害者を受け入れる体制を整えられるだろうか?」などの不安があると思います。

東京しごと財団では、障害者雇用のスタートから以下のようなメニューがあります。各事業の詳細は次ページ以降をご覧ください。

雇用環境の整備段階

■ どのように障害者雇用を進めればいいのか分からない。

① 障害者就業支援情報コーナー で必要な情報を提供します。

■ 障害者の特性や他社の取り組みを知りたい。

② 中小企業向けセミナー や ③ 企業見学会 に参加。

④ 障害者雇用実務講座 で集中的に受け入れ体制を検討。

■ 障害者の担当業務や指導方法を検討し、雇用ノウハウを蓄積したい。

⑤ 職場体験実習

障害者を職場体験実習生として受け入れることでノウハウを蓄積できます。ご相談の内容に応じて障害者雇用支援アドバイザーがイチからお手伝いします。「職場体験実習受入企業登録制度」「職場体験実習面談会」など、実習生を見つけるためのサービスをご活用下さい。

※実習生を受け入れた中小企業等への助成制度があります。
(コンビネーションジャンプ職場体験実習助成金)

雇用の検討段階

■ 企業で就職を目指す障害者に会ってみたい。

⑥ 企業合同説明会 で多数の障害者と出会えます。

⑦ 障害者委託訓練 で障害者を訓練生として受け入れ、採用を検討できます。

雇用後

■ 雇用は決まったけど、職場の受け入れ体制に不安がある。

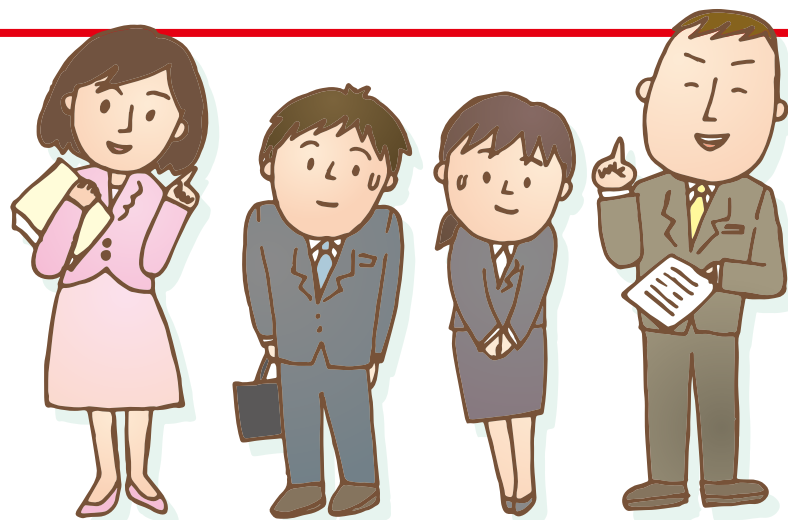
■ 採用直後は良かったのに、最近職場でトラブルがある。

職場内外の環境を整えて定着を支援する ⑧ 東京ジョブコーチ がスムーズな受け入れの環境づくりに協力します。その後の定着期の支援もいたします。

■ 精神障害者の雇用を検討している企業の方へ

⑨ 精神障害者雇用サポート事業

により、精神障害者を初めて雇用する中小企業等に対して、雇用前の環境整備から雇用後の長期サポートまで一貫した支援を行います。



▷ 事業の案内 ◁

① 障害者就業支援情報コーナー (東京しごとセンター5階) 電話:03-5211-5462

障害者雇用に関する制度や活用可能な支援など様々な情報を提供しています。利用時間は月～金の9時～17時です。土・日・祝日・年末年始はお休みです。

② 中小企業向けセミナー (年6回)

障害者雇用を進めるためには、まず障害者の特性や雇用制度、先行企業の取り組みなどについて知ることが重要です。そのため、専門家や先行企業の人事担当者等を講師に招いたセミナーを実施しています。

【対象】これから障害者雇用に取り組む都内企業の経営者・人事担当者など

③ 企業見学会 (年1回)

実際に働いている障害者の姿を見たり、企業の人事担当者、現場監督者から留意点等を聞くことにより障害者雇用のイメージがつかめます。

【対象】障害者雇用を検討している都内企業の経営者・人事担当者など

④ 障害者雇用実務講座 (年2回・各回前期2日と後期2日)

障害者を雇用していない中小企業を対象にした集中講座です。前期は障害者雇用に関する基礎知識の習得や企業見学を行う知識・ノウハウ習得コース。後期は自社の業務から障害者が従事できそうな業務の切り出しにチャレンジする実践演習コースとなります。

【対象】障害者を雇用していない都内中小企業の人事担当者など

⑤ 職場体験実習

障害者を雇用するにあたって、知識的ノウハウと並んで大切なのが、実際に障害者に触れることにより経験的に蓄積される体験的ノウハウです。この体験的ノウハウを効果的に蓄積できるのが職場体験実習です。以下の事業により職場体験実習にトライする企業を支援します。

障害者雇用支援アドバイザーによる個別支援

障害者雇用支援アドバイザーが、実習のための業務の切り出しや実習運営の留意点について丁寧に助言いたします。また「職場体験実習受入企業」に登録していただければ、地域の就労支援機関を通じて実習希望者を募ることができます。障害者雇用支援アドバイザーが地域の就労支援機関と企業の仲立ちをしますので安心です。

【対象】実習生の受け入れを検討中の都内企業

職場体験実習面談会 (年6回)

実習受け入れの準備ができれば、面談会に参加して実習を希望する障害者と会ってみて下さい。応募者には地域の就労支援機関が同行しますので、不明な点は支援機関にもお尋ね下さい。

【対象】実習受け入れを希望する都内企業

コンビネーションジャンプ職場体験実習助成金

職場体験実習生を受け入れる中小企業を支援する助成金です。

【対象】本社又は事業所が都内にある従業員300人以下の企業(この他にも支給要件あり)

【申請】詳しくは「公益財団法人 東京しごと財団 障害者就業支援事業」ホームページをご覧ください。